

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

厳しい地方財政と人材不足の中、地方公共団体は、医療、介護などの社会保障、子育て支援策の充実、児童虐待防止、生活困窮者自立支援、貧困対策、環境対策、地域交通の維持・確保、空き家問題、地域活性化、地域社会の維持・再生、近年多発している災害対策など、果たすべき役割が拡大している。

加えて人口減少対策や、新型コロナ対策、物価高、人への投資、デジタル化、脱炭素化などの重要課題にも取り組んでいかなければならない。

令和6年度の地方財政は、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保し、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.5兆円抑制することで地方財政の健全化を図り、また、地方のデジタル化や脱炭素化、子ども・子育て政策の強化、物価高への対応など、自治体の要望に対して、一定程度応えたものとなっている。

しかし、地方公共団体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、増大する地方の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ることをはじめ、持続的な地方税財政の充実・強化が不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方の財政自主権の確立のため、地方財政の一層の充実・強化を図ること。
  - 2 現在6対4となっている国税と地方税の割合について、国と地方の役割分担に応じた配分となるよう、地方税の割合をさらに引き上げること。
  - 3 地方交付税は、地方公共団体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、恒常的な財源不足の解消に向け、臨時財政対策債等の特例措置に頼るのではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うことで、地方交付税の総額を安定的に確保すること。
  - 4 税制改正の検討に当たっては、国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を十分反映すること。また、定額減税による地方の減収について、個人住民税分は全額国費により補填されることとなったが、所得税減税による地方交付税の減収については、直接的な補填は行われないこととなったため、地方への影響や混乱が生じないように、特段の配慮を行うこと。なお、システム改修費や人件費など自治体に新たな経費が発生する場合は、全額国の負担とすること。
  - 5 地域活性化やデジタル化、脱炭素化、リスクリングを含めた人への投資、子ども・子育て支援の強化、物価高騰対策など、地方の財政需要は増大しているため、より積極的な一般財源の確保・拡充を図ること。
  - 6 地域の活性化のため重要な役割を担う地域公共交通について、コロナ禍を踏まえての交通事業債（経営改善推進事業）が創設されたが、普通交付税の個別算定項目に、地域交通政策に関する項目を位置付けること。
  - 7 災害の多発化や新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、地方公共団体の人員不足は、ますます深刻な問題となっており、「人への投資」や賃上げの実現、住民が求める地域公共サービス提供のため、必要な人件費の更なる充実を図ること。特に技能労務職員の確保のため、基準財政需要額の算定における給与費を充実させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
（経済財政政策）  
内閣府特命担当大臣  
（地方創生）

宛て

福島県議会議長 西山尚利